生駒市条例第11号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成27年3月26日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年12 月生駒市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)別表の改正規定中「5,670円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第2条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第3条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円」及び「4,630円」を「3,000円」に改める。

第4条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「5,500円」を「3,000円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。